

# 配水委員会規程

## (趣 旨)

第 1 条 配水委員会（以下「委員会」という。）の運営は、他の規程によるもののほか、この規程の定めるところによる。

## (委員会の職務)

第 2 条 規約第 28 条第 2 項に定める本委員会は、貯水配水の円滑を期すため、区内配水の調整などについて、理事会の諮問に答申する。

2. 委員会は、事務局の施設管理係から提供される、内場池土地改良区の配水統制委員会などからの配水情報及びため池の貯水状況に基づき、区内配水の調整及び排水の管理などに関する答申を策定する。尚、配水委員会の事務は事務局／施設管理係が担当する。
3. 委員会は配水組織を編成し、前項の答申事項を、理事会の議決を経て執行する。

## (委員会の組織)

第 3 条 委員会は、以下の 12 人の委員で組織する。

- (1) 配水委員 10 人

配水委員は各支部長が兼任し、受益区域に応じて小田池、奈良須池などの区域を分担する。

- (2) 委員会担当理事 2 人

委員会担当理事は、理事長が小田奈良須両池各担当 1 人を命ずる。

2. 担当理事は配水委員が兼任することがある。
3. 委員長は、配水委員の内 1 名を、理事長がこれを命ずる。

## (配水の組織)

第 4 条 委員会は、池守、水配及び走りより構成される配水係を配水委員会の下部に配し、配水組織を編成する。

2. 池守は、配水委員会の指示に沿って、配水係を指揮する。
3. 池守は、小田奈良須両池各担当 2 人、計 4 人を非常勤職員として理事長がこれを命ずる。
4. 水配及び走りは、各配水委員が分担する区域の状況に応じて、各配水委員が定める。

## (任 期)

第 5 条 委員の任期は 4 年とする。但し、再任を妨げない。

2. 委員は、その任期が満了しても後任の委員が就任するまでの間は、尚その職務を行なう。

## (招 集)

第 6 条 委員会は、理事長の請求により、委員長が招集する。但し、委任された事項又は緊急を要する事項については、委員長は、理事長の請求をまたずに委員会を招集することができる。

る。

2. 委員長が委員会を招集するときには、あらかじめ理事長にその旨を通知しなければならない。

#### (議 決)

第 7 条 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

2. 議長は、委員として委員会の議決に加わる権利を有しない。
3. 委員会の議事は、委員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
4. 理事及び職員は、委員会に出席して、意見を述べることができる。
5. 委員会は、必要に応じ、理事、職員その他の者の出席を求め、意見を徴することができる。

#### (報 告)

第 8 条 委員長は、委員会において決定した事項を直ちに理事長に報告しなければならない。

#### (委員長の専決)

第 9 条 委員長は、委員会で定める事項のほか、常例に属する軽易な事項を専決処理することができる。

#### (費用弁償)

第 10 条 委員には、旅費、日当その他の給与を支給することができる。

## 附 則

1. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。